



(設置にあたっての留意事項)

第6条 広告マットの設置にあたっては、事故防止策を十分に講ずるとともに、市庁舎の維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない構造とするよう配慮しなければならない。

2 乙は、広告マットの破損等により、来庁者等に危険を生じさせることのないようにしなければならない。

3 甲は、乙に対して前2項の留意事項についての必要な助言、指導を行うことができ、乙はその助言及び指導に従わなければならない。なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は、乙が負担する。

(広告マットの破損又は紛失等の対応)

第7条 乙は、広告マットが汚損又は紛失等したときは、速やかに復旧等の必要な措置を取らなければならない。ただし、緊急を要する場合においては、甲において必要な措置を行うことができる。

2 前項の規定による措置にかかる経費は、乙が負担する。

(責務等)

第8条 乙は、広告マットに掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等について、知的所有権その他の権利処理が完了していることを甲に保証しなければならない。

3 乙は、広告について第三者から苦情、被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決するとともに、広告に起因して甲において損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(広告内容の変更)

第9条 甲は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して内容等の修正を求めることができ、乙はこれに従わなければならないものとする。

(1) 広告の内容、デザイン及び広告主の業務が法令に違反している、若しくはそのおそれあるとき。

(2) 広告主に重大な社会的信用失墜行為があったとき。

(3) 広告主についての破産手続き開始の申立て、更生手続き開始の申立て、租税滞納処分等、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおのれがあると認められる相当な理由が生じたとき。

2 乙は、自己の都合により広告の内容を変更しようとするときは、事前に甲と協議をし、その審査及び承認を得なければならない。

(契約の解除)

第10条 甲は、次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 甲において、広告マットの設置に係る使用許可を取り消したとき。
- (2) 乙が、法令違反又は正当な理由なくこの契約に違反したとき。
- (3) この契約の履行に関し、乙に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
- (4) 乙に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
- (5) 乙についての破産手続き開始の申立て、更正手続き開始の申立て、租税滞納処分等、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由が生じたとき。
- (6) 乙が本契約の解除を申し出た場合において、本契約を解除することが相当であると認めるとき。

(広告マットの一時的な設置中止)

第11条 甲は、強風で広告マットが舞う等の危険が予測される時、その他やむを得ない事情があるときは、一時的に広告マットの設置を中止することができる。

(広告掲載料の返還)

第12条 既に支払った広告掲載料は、返還しないものとする。ただし、乙の責めに帰さない理由により広告マットを設置できなかった場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 第10条の規定によりこの契約が解除された場合、又は第11条の規定により広告マットの設置が中止された場合において、乙に損害が生じても、甲は一切その責めを負わないものとする。

2 乙は、この契約の履行にあたり、乙の責めに帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を及ぼした場合は、その損害について賠償の責めを負うものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第14条 乙は、この契約から生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、若しくはその権利を担保提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(報告等)

第15条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市長に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(合意管轄)

第16条 この契約に定める訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を所轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項等の処理)

第17条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、法令（沼津市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、甲、乙協議の上、処理するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

沼津市御幸町16番1号

甲

沼津市長 頼 重 秀 一

乙